

第3回

吹田市自転車利用環境整備計画 策定会議説明資料

◆本日の議事について

- 1 パブリックコメントの結果について
- 2 吹田市自転車利用環境整備計画（案）
について

- 1 パブリックコメントの概要について
- 2 大阪府自転車通行空間法定外表示実施要領の改定について
- 3 第二回会議からの変更箇所について

意見募集期間	平成29年2月20日（月）から平成29年3月21日（火）まで（30日間）
提出方法	持参、郵送、FAX、電子メール
意見者数	2名
意見提出件数	9件
意見内容	はしる4件、まもる1件、とめる1件、その他3件

No.	項目	意見概要	本市の考え方
1	はしる	子乗せ自転車を利用する母親が車道を走るのが怖い場合、歩道を走って良いとはできないか。	道路交通法によると、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときについては、歩道を通行することが可能です。
2		吹田市の道路は狭く、車、自転車、歩行者が輻輳している。本計画でネットワークに指定された道路を、対面通行から一方通行にすることはできないか。	本計画でネットワーク道路に指定された路線はある程度の車両の通行量が見込まれる道路が多く、一方通行の規制をかけることは困難であると思われます。

No.	項目	意見概要	本市の考え方
3	はしる	<p>素案P62で、クルマの交通量が多く、速度の高い幹線道路では、幅1.0mの矢羽根を設置するとあるが、矢羽根の幅員調整で安全を確保できる根拠はあるのか。「交通量が多く速度も高い」道路では、保護度合いの高い整備を行うという整備の基本から逸脱していないか。</p>	<p>自転車は軽車両であり、車道の左側端部を走行する必要があることから、自動車等のドライバーや自転車利用者に対して、自転車が走行する位置をわかりやすく明示することが、事故を減少させることにつながると認識しており、金沢市等の先進都市においても自転車事故が減少したことが実証されています。</p>
4		<p>車道混在での整備は、車から何の規制も物理的保護もない形であり、駐停車車両の排除や抑制への有効な対策が本計画では提案されていないのに、車道を走行させることで自転車を危険にさらす結果となるのは、先行した大阪市や茨木市から確認できるかどうか。</p>	

No.	項目	意見概要	本市の考え方
5	まもる	高校生の運転マナーがひどく（信号無視、ヘッドホンの着用、傘さし運転等）、お年寄りの方もフラフラしながら運転している。こうした方々にきちんと運転マナーを伝えることが必要だと思う。	素案P95における、ライフステージに応じた自転車安全教育を推進します。
6	とめる	千里丘駅は摂津市民と吹田市民の両方が利用するため、自転車駐車場の設置やネットワークの形成等で吹田市と摂津市との連携が必要だと思う。	摂津市のみならず、市域が隣接している箇所を施工する際は、各市町村と協議・連携します。

No.	項目	意見概要	本市の考え方
7	その他	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、吹田市が本計画を策定しなければならない理由が不明確である。説明が必要ではないか。	本計画を策定する前は、市域全域における自転車施策に関して断片的で連続性がなく、効果的な整備とは言い難い状況であったため、国のガイドラインを基に、本市における自転車の施策を計画的かつ効果的に実施するため本計画を策定します。
8		第1回会議の議事録（P8）において、「会議体のようなもの」の提案があったが、こうした組織を中心に据えた整備計画を組むことができないか。また、この提案について事務局は承知したのではないか。	ご提案を踏まえ検討した結果、素案P102に記載しています既存の組織等を活用し、計画の推進・進捗管理を進めていきます。

No.	項目	意見概要	本市の考え方
9	その他	「マナー」という指し示す意味があいまいな語を使用していることについて、どのような意味で用いているのか。また、その内容を誰でも理解できる形で示すべきではないか。さらに、前述の観点から、その使用について再検討することを希望する。	「マナー」という語の使用についてですが、ご指摘のとおり、「ルール」のように守らなければ罰則規定がある語と比べあいまいな語ではありますが、一般的に使用されていることばの一つであると考えております。

大阪府自転車通行空間法定外表示 実施要領（平成25年4月）

○府民の誰もが分かりやすく安全に利用できる自転車通行環境の形成をめざし、自転車の通行位置の法定外表示のデザイン・設置等の標準的な考え方を提示



大阪府自転車通行空間法定外表示 実施要領 改定版（平成29年3月）

○平成28年7月の国のガイドラインの改定に伴い、その内容に準拠すべく改定

○国の改定版ガイドラインでは明確にされていない事項について、大阪府下における標準仕様等を補足的に示す。

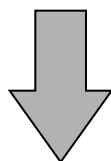
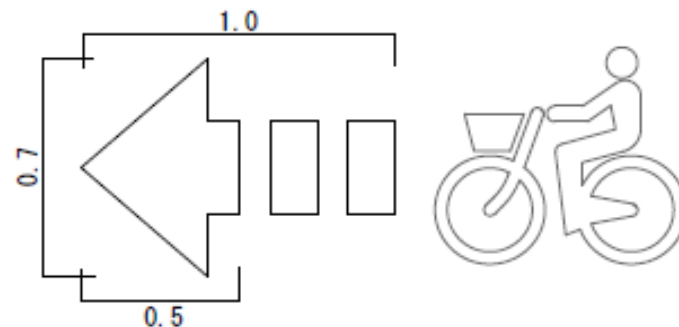
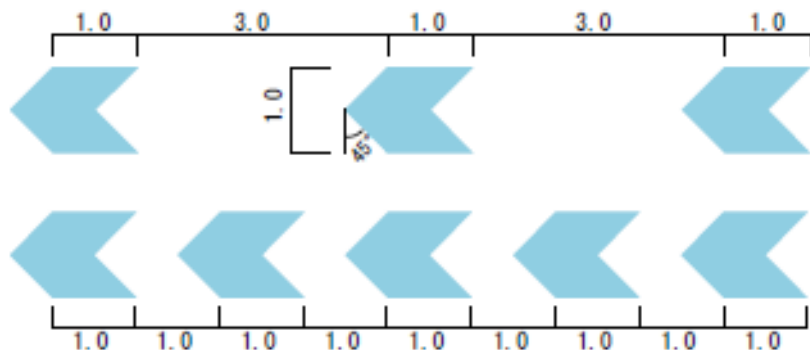
<補足事項>

- ①グレーチング蓋の参考事例
- ②自転車のピクトグラム及び矢印の形状
- ③自転車のピクトグラムの設置間隔
- ④帯状路面表示及び矢羽根型路面表示の参考色番号
- ⑤矢羽根型路面表示の形状及び設置間隔
- ⑥歩道のある道路の車道混在における外側線の設置
- ⑦矢羽根型路面表示の夜間視認性向上策の参考事例
- ⑧バス停部における注意喚起の路面表示の形状
- ⑨府下標準仕様を設けない路面表示の参考事例

改定前

単路部

交差点内

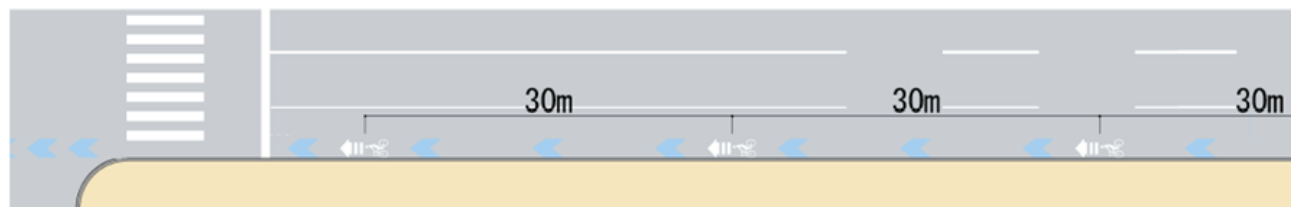
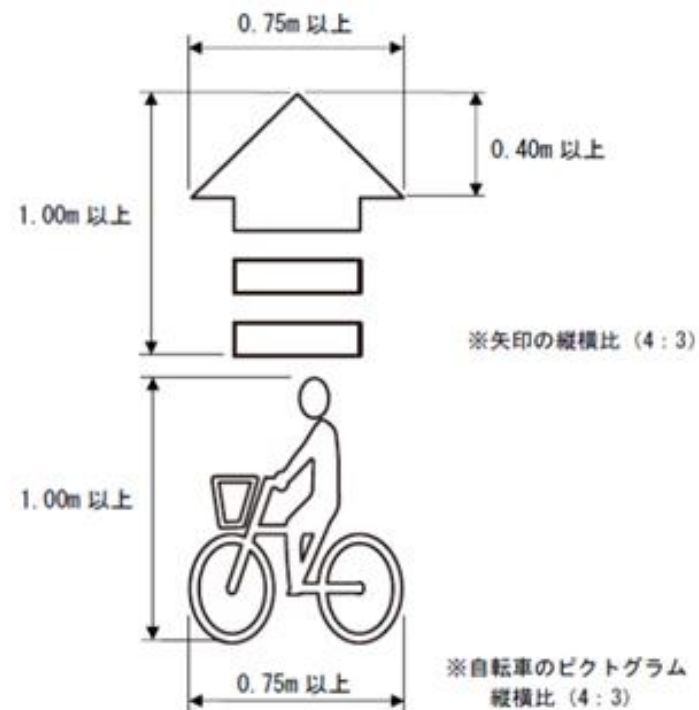
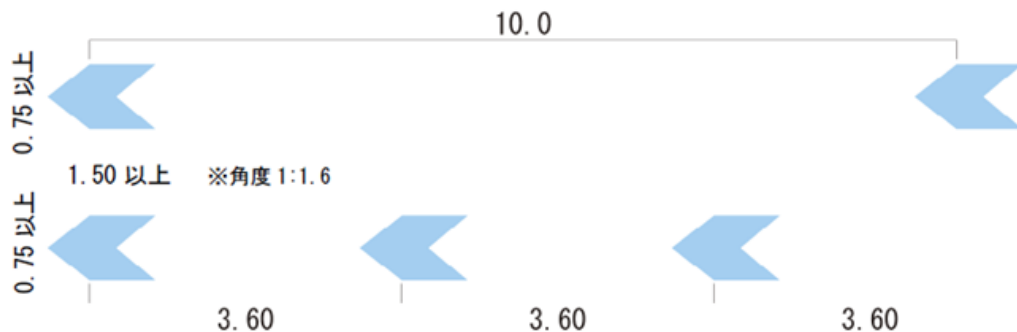


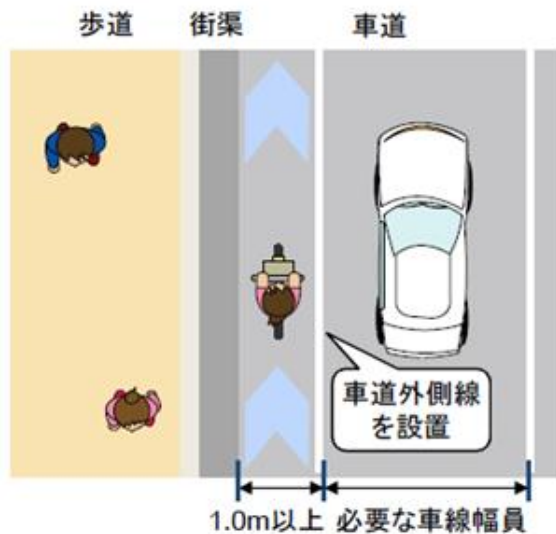
- 単路部の矢羽根設置間隔 4m → 10m
- 交差点部の矢羽根設置間隔 2m → 3.6m
- 自転車マーク・矢印の向きと形状の変更、設置間隔30m

改定後

単路部

交差点内

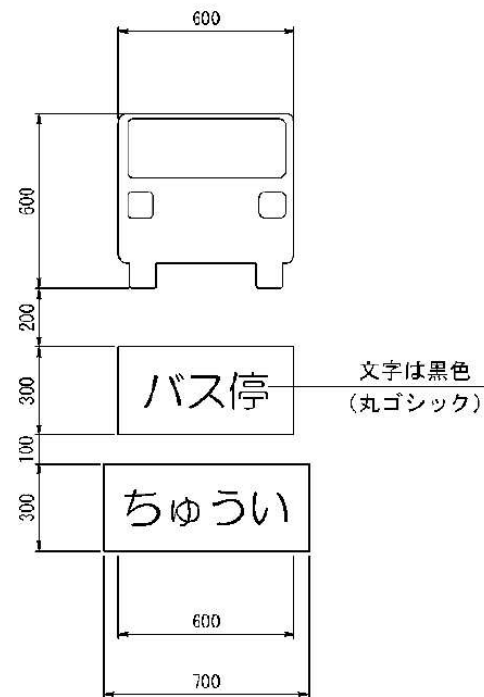




○歩道のある道路の車道混在において、自転車通行空間の幅員が、必要な車線幅員を確保した上で、街渠を除き1.0m以上確保できる場合は、車道外側線を設置

○バス停部に注意喚起の路面表示を設置

○帯状路面表示及び矢羽根路面表示の参考色番号の事例の提示
(日本塗料の番号：65-60P)



単路部の例 (吹田市)



交差点部の例 (吹田市)



バス停の注意喚起の例 (吹田市)

○二段階右折の表示について（P65）

○矢羽根型路面表示及び自転車通行空間の着色について（P68）

○分散型自転車駐車場について（P96）

○目標項目「つかう」の設定の考え方について（P102）